

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

黒石市の環境の現状・課題・取組

I. 生活環境

(1) 大気汚染

黒石市の大気質の状況は、環境基準に照らした測定値でみると、著しい汚染の発生はなく、比較的良好であるといえます。しかし、将来にわたりきれいな大気（空気）を確保するには、大気中の未測定物質も含め、継続的に監視、測定を行い、常に大気の状態を把握し、現状を維持していくことが必要です。さらに、測定結果は、広く市民に公表し、大気質への関心を高めることが重要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
大気質の継続的監視	<ul style="list-style-type: none"> ＜常時観測体制(県実施)＞ ・従来調査項目の継続調査の実施 ・市内、スポカルイン黒石に大気測定器で、NO_x、SPM を常時測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間測定実施回数 ・広報等への掲載回数 	・市民環境課
未測定物質の濃度測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現状未測定物質(光化学オキシダント、浮遊粒子状物質(SPM))の測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間測定回数 ・広報等への掲載回数 	・市民環境課
自動車排気ガス低減策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線数、運行本数、路線延長、利用客数 	・企画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・弘南線の輸送力の増強 	<ul style="list-style-type: none"> ・弘南線への要望状況、利用者数 	・企画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車、徒歩の促進、意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発状況 ・歩道整備延長 	・市民環境課
	<ul style="list-style-type: none"> ・運転マナーの啓発(アイドリングストップ、急発進、急加速、空ぶかしの自粛、ノーカーデーの実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発、指導回数 	・市民環境課
	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の利用(電気自動車、ハイブリッドカーの利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車導入台数 ・啓発、指導回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・管財課 ・市民環境課
工場、事業所での大気汚染物質低減策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス濃度の測定、基準値遵守の指導 ・工場、事業所による緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導件数 ・苦情件数 ・緑化面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課 ・建設課
市民、事業者主体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者によるNO₂簡易大気汚染調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 ・取得データ件数 	・市民環境課
家庭用ごみ焼却炉回収事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法によりごみの野焼き等が禁止され、家庭用ごみ焼却炉の無料回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量 	・市民環境課

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

ダイオキシン類等に関する教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「黒石市からダイオキシン類等を少なくきれいな環境を守る条例」に即した指導の実施 ・ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導回数 ・啓発回数 	・市民環境課
稲わら有効利用の促進及び焼却防止に向けた取組	・黒石市稲わら有効利用事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指導回数 ・啓発回数 	・農林課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車のアイドリングをやめ、エコドライブに努めます。 ・低公害車の利用に努めます。 ・近所に出かける時はできるだけ、徒歩や自転車で出かけます。 ・ごみなどを庭先や畑地で焼却しません。 ・暖房器具や家庭用ボイラーの点検をこまめに実施し、環境にやさしい住まいの工夫に努めます。 ・宅地内の植樹に努め、空気を浄化する緑を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用車両のアイドリングをやめ、エコドライブを実施します。 ・事業用車両の低公害車の利用を促進します。 ・ボイラーや公害防止機器、エコ製品の導入を促進します。 ・事業所内でのごみの焼却は行いません。 ・排出ガス規制は、排出基準値を遵守し、排出濃度をより低減します。

(2)水質汚濁

黒石市の水質の状況は、環境基準に照らした測定値でみると、著しい汚染の発生はなく、比較的良好であるといえます。

将来にわたり、きれいな水質を確保するには、未測定物質も含め継続的に監視及び測定を行い、常に水質の状況を把握し、現状を維持していくことが必要です。さらに、測定結果は、広く市民に公表し、水質への関心を高めることが重要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
水質の継続的監視	・従来調査項目の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年間測定実施回数 ・広報等への掲載回数 	・市民環境課
生活排水対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ＜黒石市流域関連公共下水道事業＞ ・都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与及び公共用水域の水質の保全 ＜農業集落排水事業(大川原地区)＞ ・農業集落における農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全 ＜合併処理浄化槽設置整備事業(補助金交付)＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化普及率 ・水洗化奨励金交付件数 ・農業集落排水処理人口 ・広報回数 	・上下水道課

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置の推進 ・下水道未整備地域(下水道事業認可区域外)における合併処理浄化槽設置の推進を図り雑排水による公共水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの汚濁源削減策の普及啓発(調理くず等の規制・適正処理、石鹼等の分解性の高い洗剤の使用促進等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
生活排水対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ＜黒石市地域集会施設等水洗便所設置事業＞ ・黒石市公共下水道の処理区域内の地域集会施設等で水洗便所に改修することによる衛生管理の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課
工場、事業所での水質汚濁物質低減策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排水濃度の測定、基準値の遵守の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
市民や事業者主体の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質調査や美化活動への積極的な市民参加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、活動実施回数 ・参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・台所からの排水に、調理くずや廃食油を流さないようにし、家庭排水の浄化に努めます。 ・合併処理浄化槽の設置に取り組みます。 ・河川や側溝の清掃活動に積極的に参加します。 ・できるだけ石鹼を使い、有害洗剤をしません。 ・家庭からの排水や下水がどこで処理され、どの川に流れているか、関心を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水規制は、排出基準値を遵守し、排出濃度をより低減します。 ・自己監視体制の強化に努めます。 ・廃油類の再利用、再生利用に取り組みます。 ・事業活動と地域の大気環境(水環境)への影響について、事業所内で話し合います。

(3) 地下水・土壌汚染

黒石市の地下水・土壌汚染の問題は、現在、寄せられていませんが、地下水汚染や土壌汚染は、一度問題が発生すると回復のための労力や費用は計り知れず、未然防止が極めて重要な対策になっています。

そのため、環境基本法による「地下水の汚染に係る環境基準」、「土壌の汚染に係る環境基準」や「農薬残留基準」等に照らし、日常において監視していくことが重要です。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
基準に照らした監視体制の整備	・環境基準項目の調査の実施	・年間測定実施回数 ・広報等への掲載回数	・市民環境課
地下水量の確保	・雨水浸透枳の普及 ・透水性舗装、浸透トレンチの設置推進	・透水性舗装、浸透トレンチの整備面積、延長	・市民環境課
環境保全型農業の推進	・化学肥料、農薬の適正使用、節減等による環境負荷低減等の促進	・PR回数	・農林課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透枳の設置を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の舗装には、透水性舗装、透水性ブロックなどを使用し、雨水の地下水涵養を進めます。 ・地下水使用は、法令による規制基準を遵守し、適正に管理します。 ・産業廃棄物、建設残土、建設廃材の適正処理と有効利用を図ります。 ・自己管理体制を強化し、汚染の未然防止に努めます。 ・農薬の適正な使用に努めます。

(4) 騒音・振動

黒石市の騒音・振動の状況は、環境基準に照らした測定値でみると、自動車等の交通騒音において環境基準を上回る場合があります。自動車騒音・振動の低減のためには、時間をかけて近隣市町村との調整や事業者との連携による交通需要マネジメントの段階的導入、道路構造の改善等が必要です。

そのため、自動車騒音・振動の低減には、測定地点や回数を増加し、監視体制を確立するとともに、運転者への意識啓発を推進します。また、工場・事業所による騒音・振動や生活騒音の低減は、それぞれの原因者である事業者、市民による環境意識の形成が必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
自動車交通騒音の低減	・自動車交通騒音・振動調査の測定地点、回数の増加 ・運転者への意識啓発	・測定地点数、回数 ・広報等への掲載回数	・市民環境課
道路、建設工事等による騒音、振動防止の充実	・建設作業騒音・振動に対する指導	・指導状況	・市民環境課
工場・事業所による騒音・振動の低減	・工場・事業所(深夜営業飲食店等)における騒音・振動の指導	・指導状況	・市民環境課
市民意識への啓発	・近隣生活騒音防止の啓発 ・苦情発生時における原因発生者への指導	・啓発、指導状況	・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活で発生する騒音（自動車、ペット、ピアノ等）に気をつけます。 騒音、振動の発生時には、市に通報します。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の規制値を遵守し、より一層の改善に取り組みます。 工事等の事業実施時には、低騒音、低振動型の機械を積極的に導入します。 商業的な営業活動（カラオケ、宣伝等）の騒音を自粛します。 事業所での建築構造による防音、防振対策を講じます。

（5）悪臭

黒石市は、昭和48年3月に悪臭防止法による規制地域の指定を受けています。また、最近では、廃棄物の不法投棄による悪臭の苦情が寄せられています。こうした悪臭による生活環境への影響は、それを感じる個人差が大きく、長期的に続く場合を除き、発生源の特定が困難なため、定量的に把握することが難しくなっています。

そのため、悪臭の低減には、苦情発生時での迅速な対応や原因となりうる事業者、市民の日常的な意識醸成が必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
悪臭公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所への啓発 苦情発生時での原因発生者への適正な指導及びフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発状況 指導回数 	市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 家庭(浄化槽、排水、生ごみ)から悪臭が発生しないように適正に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭公害の発生原因者にならないように配慮します。 塗装、畜舎、食品製造、廃棄物処理等による悪臭には、必要な対策を講じます。

（6）地盤沈下

黒石市の地盤沈下の状況は、現在、問題となる事項は発生していませんが、地盤は、生活環境を構成する要素として、大気質、水質等と同じように重要なものであり、地盤の安全性や安定性の確保は、安全で潤いのある生活環境の維持に必要です。

そのため、地盤沈下を発生させないためには、地下水量の確保が重要であり、工場や事業所に対する指導を実施するとともに、監視体制の確立に向けて調査の充実が重要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
地下水位の観測地点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 観測地点の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地点設置箇所数 	市民環境課
継続的な監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の継続的調査、監視 	<ul style="list-style-type: none"> 調査回数 広報等への掲載回数 	

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

未利用水利用の推進	・雨水や工場間接冷却水等の未利用水利用のための指導、啓発	・指導、啓発状況	
-----------	------------------------------	----------	--

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・地下水等の過剰な水利用を控えます。(節水)	・未利用水の利用システムの導入を検討します。

(7) 有害化学物質

黒石市の有害化学物質の状況は、環境基準を下回っており、現在、問題は発生していません。しかし、有害化学物質であるダイオキシン類や環境ホルモンは、長い間環境中に排出、蓄積され、知らないうちに大きな問題となっていくところに新たな環境問題としての特徴があります。有害化学物質対策としては、問題が発生する前でのリスク管理が重要であり、環境リスクを低減するための情報の収集・提供や最新情報の公開が有効となっています。また、ダイオキシン類対策特別措置法や*PRTR法による化学物質の適正な管理が必要になっています。

そのため、化学物質の有害性や発生理由の認知や事業者との連携による化学物質の使用状況の把握と適正な管理の推進を図ることが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
有害化学物質の継続的監視	・市内での観測地点(観測の実施)	・観測地点数、観測回数	・農林課 ・市民環境課
有害化学物質に関する情報提供の推進	・有害化学物質に関する情報の収集、提供	・情報提供回数	
ダイオキシン類等に関する教育啓発	・「黒石市からダイオキシン類等を少なくし、きれいな環境を守る条例」に即した指導の実施 ・ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策	・指導回数 ・啓発回数	

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質やダイオキシン類への関心を持ち、意識を高めます。 ・ごみ等を野焼きせず、適切に分別して排出します。 ・家庭で使う油類(ガソリン、軽油、灯油、その他油類)が直接地面や下水に流れないようにします。 ・家庭で農薬を使う場合は、必要以上に散布せず、取り扱いに十分配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質の保管、管理を適切に行い、直接河川や土壤に流出しないよう徹底します。 ・PRTR法に基づき、有害化学物質の環境への排出量、廃棄物の適正な処理に努めます。 ・農業関係者は、環境保全や減農薬栽培に取り組めます。

*PRTR法・・・人の健康や生態系に有害な恐れのある指定化学物質(計435物質)など、化学物質による環境保全上の問題を未然に防ぐためにつくられた法律。

(8) 環境放射線

黒石市の環境放射線の状況は、環境基準を下回っており、現在、問題は発生していません。しかし、環境放射線の数値の大きさによっては、重大な健康被害の可能性もあります。

そのため、農林水産物の放射性物質調査、空間放射線量率の測定ゲルマニウム半導体検出器による*in-situ 測定、土壌中放射性物質の分析及び環境試料中の放射能を調査し、環境基本法の改正により環境法体系の下で放射性物質による環境汚染防止のための措置を行うことが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
環境放射線の継続的監視	・市内で観測の実施	・観測地点数、観測回数	・市民環境課
環境放射線に関する情報提供の推進	・環境放射線に関する情報の収集、提供	・情報提供回数	・農林課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・環境放射線について関心を持ちます。	・環境放射線に関する情報や調査結果を活用します。

* in-situ 測定・・・その場測定(例 真空容器の中に検出・測定の手段を入れ、直接図ること)。

II. 自然環境

(1) 動・植物

黒石市の動・植物の状況は、市の中央部に位置する県立自然公園「黒石温泉郷」に豊かな森林資源が残され、多様な生物の生息・生育環境となっています。

市街地中心部では、まとまった樹林等の自然環境が少なくなっており、市内の地区によって自然環境の質的な違いが大きくなっています。

そのため、現状の豊かな自然環境の質(動・植物の生息・生育状況)を把握し、体系的に維持していくことが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
動・植物の生息・生育環境の保全	・自然環境実態調査の実施 ・貴重種、固有種の生息地の保全	・貴重種、固有種の確認数 ・保全面積	・企画課 ・市民環境課
市域における豊かな自然環境を活かした水と緑のネットワークの形成	・ネットワーク形成のためのまちづくり計画の作成 ・市民主体による環境ワークショップの開催	・計画検討状況(公表回数) ・ネットワーク形成のための植栽、水辺整備状況(住民参加方式)	・市民環境課
環境情報の提供と環境教育の推進	・広報等を通じた環境情報の提供 ・こどもエコクラブへの活動支援の協力	・活動状況	・市民環境課 ・社会教育課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・市内で見られる身近な動・植物（自然全般）に関心を持ちます。 ・動・植物調査や保護活動への参加、協力をを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動が市域の自然環境へ与える影響について、事業所内で話し合う機会を持ちます。 ・動・植物調査や保護活動への協力をします。 ・事業活動による貴重な動・植物への影響回避に努めます。

(2)山岳

黒石市の山岳は、地域の風景を構成している景観資源としての位置づけと南八甲田山系に連なる山岳レクリエーション資源としての位置づけがあります。山岳は、地域におけるランドマークであり、山岳への眺望性を確保することが重要です。また、登山等で入山する際にはごみの投げ捨てや野草等の採取を行わないよう、適正な利用を啓発することも重要です。

そのため、山岳景観を阻害する大規模な看板等への配慮や入山におけるマナー啓発を事業者や関係機関と連携し、継続的に実施していくことが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
※ランドマークとなる山岳景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板等の設置時における景観配慮指導 ・景観形成計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導状況 ・計画策定への取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課
登山等による山岳の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道の点検 ・マナー冊子の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検実施回数 ・冊子配布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課 ・農林課 ・商工観光課
県営治山事業	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止のための治山施設設置及び防災機能の高い森林整備と災害復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林課
市農林業災害復旧事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農林業施設にかかる災害復旧に要する補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のランドマークである山岳景観に関心を持ちます。 ・住宅の新築、改築には、山岳景観の眺望性への配慮に努めます。 ・黒森山のウォーキングセンターを積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の新築や改築には、山岳景観の眺望性に配慮します。

※ランドマークとなる山岳・・・黒森山、田代山、櫛ヶ峯、雷山、毛無山が主な山岳として存在している。

(3) 森林

黒石市の森林の状況は、市域の約6割が森林であり、市の東側が八甲田山につながる豊かな森林地域となっています。当地域の森林は、主にミズナラやブナがみられる自然植生、代償植生からなり、自然性の高い森林空間を形成しています。また、市街地には、社寺林や斜面林が残存しており、市民にとって生活に潤いを与える身近な森林となっています。身近な森林は、長い間、人の生活に密着し、森林の質が継承されてきました。しかし、近年においては、伐採や手入れが行われなため、ヤブになっている雑木林も多くなっています。こうした樹林地の増加により、地域全体の自然の質の低下が危惧されます。

そのため、現状の豊かな緑の量と広がりを持続し、質の向上を図るとともに、森林の保全を踏まえ、適正な利用をもとに自然と人との触れ合いを構築していくことが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
市街地内の身近な森林(社寺林、斜面林)の積極的な保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の既存樹林の把握(規模・位置、自然環境) 保存樹林指定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹林調査の実施 保存樹林指定の検討状況 	<ul style="list-style-type: none"> 文化課 市民環境課
市東部の自然性の高い森林の保全及び適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> 自然植生地の調査 貴重な植生地と保護の検討 森林を活かした自然観察会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会の実施回数 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課 市民環境課
森林資源の充実と生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <黒石市森林整備事業計画書> 生育、間伐、林道整備、育成複層林整備事業による活力と多様性に富む森林整備 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課
森林の公益的機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 森林の育成や治山施設等の整備、保全 <黒石市森林整備計画> 森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させ、健全な森林資源の維持増進を図るための指針づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課
森林の総合的利用	<ul style="list-style-type: none"> <こけしの森林づくり分収造林> こけしの材料となる広葉樹の手入れを行うことによる市民の森林づくりの機会提供と豊かな森林整備、木に対する文化の増進 国有林活用での国や関係機関との連携促進 「ふるさと自然のみち」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 農林課
	<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金運動 募金による緑化思想の普及、生活環境の緑化並びに森林の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 多様な動・植物の生息地となる森林の保全に協力します。 育林活動等の森林の保全に関する活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林の保全活動や、育林適所における林業の振興を図ります。 林業関連の事業者は、間伐等の適切な手入れを実施します。

(4)湖沼

黒石市の湖沼の状況は、小規模なものとしてため池が点在しています。また、大規模のものとして、浅瀬石川の上流部にある浅瀬石川ダムや二庄内ダムがあげられます。昔から市街地周辺に点在するため池は、市街化に伴い、消失してきていますが、残存するため池は、水生生物の貴重な生息地となっています。

また、新たに出現したダム湖は、創出された自然環境（水辺）として時間の経過とともに、多様な動・植物の生息空間となっています。こうした湖沼は、地域の自然環境の質の向上を図る上で、森林と同様に貴重な環境要素の一つです。

そのため、ため池やダム湖は、必要とされる社会背景は変化してきていますが、自然環境面から価値を再認識し、生物の生息空間として保全していきます。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
新たな湖沼(ダム湖)及び周辺環境の継続的調査	・関係機関との連携によるダム湖周辺の自然環境調査の実施 ・調査結果の公表	・自然環境調査の実施 ・貴重種、固有種の確認数 ・広報等への公表回数	・農林課 ・市民環境課
湖沼及び周辺環境の保全及び適正な利用	・ため池の現況の把握(規模・位置、自然環境)	・ため池調査の実施	・農林課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・湿地や水辺環境の再生活動、作業に参加します。	・事業地内にビオトープ等の生物の生息空間の整備を図ります。

(5)河川

黒石市の河川の状況は、市域東部の山々を源流とする河川が流下し、中野川、青荷川、小国川を生み、浅瀬石川に合流しています。浅瀬石川の支川は、主に市東部の山間地域を流れており、急峻な地形で、流れも速く、治水対策上のコンクリート護岸が随所に見られます。

一方、市街地での浅瀬石川・十川は、水質の汚濁やコンクリート護岸の整備等により、生物の生息空間の量的な減少が見られます。しかし、本河川は、市のほぼ中央を東西に流下し、その規模、自然性から見て黒石市を代表する水辺環境となっております。このように、黒石市の河川は、上流域と中流域では、土地利用や自然環境が異なっています。

そのため、河川周辺の状況に応じた水辺環境の整備により、生物の多様な生息・生育環境を保全・創出し、人と川とがふれあえる場や仕組みをつくります。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
河川環境調査の充実	・河川環境(動・植物、水質)調査の実施	・貴重種、固有種の確認数 ・市民参加による調査実施回数 ・広報等でのPR	・指導課 ・市民環境課
	・水生生物による水質調査 ・市内小学校に依頼し、河川の水生生物を調査しその汚濁状況を知ることによる水質保全意識の高揚	・広報等でのPR	・社会教育課 ・市民環境課
生き物の生育環境としての河川の保全、再生	・多自然型工法による河川整備 ・浅瀬石川に魚を放流	・保全	・建設課 ・農林課
河川敷の水辺環境としての有効利用(水辺空間の創出)	・親水レクリエーション空間の整備 ・もみじ山を核とした自然活用型河川整備	・整備箇所数	・建設課
河川管理体制の確立	・浅瀬石川クリーン運動の実施(美化意識の啓発)	・クリーン運動の実施回数	・建設課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境調査の活動に家族で積極的に参加します。 ・水辺環境の再生について関心を持ち、ホテルの再生活動に協力します。 ・河川の汚れにつながる行動をつつしみ、美しい河川づくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動による河川環境への影響(河川水質の汚濁等)について関心を持ち、環境配慮に努めます。 ・浅瀬石川クリーン運動に積極的に参加し、市内の美化意識を啓発します。

(6) 湧水

黒石市の湧水の状況は、「厚目内の寒水」をはじめ、市民の生活に密着した湧水が市内随所に見られます。また、市内の簡易水道は、ポンプで地下から汲み上げているところが少なくなく、湧水そのものを使っている集落も点在しています。

清涼な湧水は、潤いや豊かさ等の黒石市のイメージをつくり、市内外に黒石市の良好な自然環境をPRできるものです。こうした地域固有の資源を活かしたPRは、個性あるまちづくりには欠かせない要素になっています。

そのため、現状の安全で豊かな湧水を維持し、黒石市の貴重な財産として、市民や市外の方々に積極的にPRし、まちづくりに活用することが必要です。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
湧水の保全及び利用	・水質、水量の把握 ・名水の指定	・名水指定の検討状況	・企画課 ・市民環境課
湧水による環境 PR の促進	・湧水マップの作成 ・湧水に関する意識啓発	・湧水の位置、規模の把握 ・湧水マップ作成	・企画課 ・農林課 ・上下水道課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・市内の点在する湧水に関心を持ちます。	・新鮮な湧水の利用を検討します。

(7) 温泉

黒石市の温泉の状況は、県立自然公園「黒石温泉郷」を核に特徴的な温泉が存在し、観光資源として活用されています。しかし、温泉は、浴用などの観光利用のほかに、地熱エネルギーとして、冷暖房、給湯、施設園芸、養殖などの産業への利用が考えられます。こうした自然エネルギーとしての利用は、地域における省エネルギーを実現し、地球環境問題の解決にも寄与できるものです。

そのため、温泉を地域の貴重な資源として位置づけ、観光資源としての活用はもとより、産官学の連携による研究・開発を推進し、温泉の多目的な利用の確立が必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
温泉資源の保護、保全	・温泉の水質、水量の定期的な把握 ・利用客のニーズの把握	・利用者へのアンケート等の実施	・企画課 ・商工観光課 ・上下水道課
温泉資源の産業、医療等の利用への適切な活用	・研究体制の確立	・研究報告回数 ・モデル利用の実施数 ・湯治等の文化復活の検討状況	・商工観光課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・市内の温泉について、関心を持ちます。	・温泉熱源の利用を検討します。

(8) 自然景観

黒石市の自然景観の特徴は、八甲田山系が続く山々を背景として、浅瀬石川等の河川景観と広大な津軽平野の田園景観の広がりです。こうした自然景観は、地域に唯一無二のものとしての存在であり、美しい自然景観は、地域の貴重な財産として維持し、後世に伝えていく必要があります。自然景観の壮大さは、人工的に創りあげることは難しく、また、改変してしまった後の修復にも膨大な時間と費用が必要になります。反面、良好な景観を形成していくには、基本的な方向性のもと、地域住民の主体的な参加をはじめ、様々な人々の関わりが必要になります。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

そのため、黒石市での美しい自然景観を市民一人ひとりが再確認し、地域個性として価値を高めるため、景観形成を活かしたまちづくり活動を推進していきます。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
地域を特徴づける河川環境と田園景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の眺望性の確保 ・景観を阻害する看板、広告塔等の設置時での景観配慮指導 ＜大規模行為の届出＞ ・大規模な建築物の建築、区画形質の変更などの行為は、周囲の景観に大きな影響を与えることから、必要な指導、啓発等の施策を講ずることによる優れた景観の実現 ＜屋外広告物の制限＞ ・屋外広告物について必要な規制を行い、美観風致を維持し及び公衆に対する危害の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発時の指導、配慮 ・景観形成計画の作成 	・建設課
景観資源(浅瀬石川、りんご園等)の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・河川やりんご園等の良好な自然景観の保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成のための意識啓発活動 	・建設課
クリーン作戦・地域活動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦等の推進 ・コミュニティ組織の環境美化、清掃活動の奨励、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援状況 	・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・家の周りの環境美化に努めます。 ・地域での美化活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告や高層建築による自然景観の眺望や田園風景を損なわないように配慮します。

Ⅲ. 歴史・文化的環境

(1) 公園・緑地

黒石市の公園・緑地の状況は、都市公園等の整備により、市民1人当たりの都市公園面積は、7.71㎡となっていますが、全国平均の9.9㎡と比較するとまだ低い状況にあります。公園・緑地は、日常生活において、うるおいや安らぎ等の情緒さを提供してくれます。

また、緑の持つ物理的な機能として、生物の生息環境、災害時の避難場所、自然景観の形成、運動・遊び場等があげられ、様々な効果を人々にもたらしてくれています。

そのため、既存の公園・緑地では、市民参加による維持を積極的に行い、緑の質の維持向上に努めるとともに、新たな公園整備は、水と緑のネットワークの形成を踏まえ、まちづくりの中で総合的、有機的に位置づけることが重要であります。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
都市公園の整備や改修	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・公共施設緑地、民間施設緑地の確保・充実 ・市民参加による公園の清掃や改修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備面積 ・公共施設緑地、民間施設緑地の確保面積 ・市民参加状況(内容、回数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課
旧農林総合研究センター等の跡地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課
水辺空間ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリング道、河川道の利用、サインの整備 ・観光散策ネットワーク化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・商工観光課
水辺空間ふれあい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催 ・普及啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 ・普及啓発の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・商工観光課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地の美化活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内の緑化に努めます。 ・公開性が可能な敷地(緑化空間)は、積極的に市民に開放します。

(2) 町並み景観

黒石市を代表する町並み景観は、江戸時代中期のたたずまいを残し、特徴的な景観を形成している「こみせ」です。「こみせ」は、黒石市の市街地において、周辺の落ち着いた町並み景観の核として存在しています。

しかし、「こみせ」周辺の商店街では、閉鎖や空き地(未利用地)が見られ、町中の賑わいが少なくなっている状況です。こうした中心市街地の低迷は、「こみせ」と連動し、調和した町並み景観形成を困難にさせています。

そのため、町並み景観として地区全体でまとまりを保ちながら、「こみせ」を保全していくには、様々なまちづくり制度を積極的に活用することが必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
伝統的町並みの保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・火の見櫓や土蔵などの保存 ・こみせ通りの修理、修復 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定への取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・文化課
「こみせ」を核とした黒石市の特徴的な町並み景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成計画の作成 ・町並み景観に関する意識啓発 ・景観阻害物の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成への取り組み状況 ・市民参加による町並み点検の実施 ・景観阻害物の抽出、改善実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・商工観光課 ・文化課
「こみせ」を核とする「町並み観光」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中庭の開放促進 ・観光ボランティアガイドの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・町並み景観に関心を持ち、環境に配慮した暮らし、商業、交通などを見直す中で地域の魅力を高めていきます。 ・町並み景観を創るため、建物を建てる時は、周辺景観との調和に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、色、デザイン、大きさなど町並み景観を阻害しないように配慮します。 ・観光関連の事業者は、市民や市と連携して町並み景観の魅力づくりに協力、提言を行います。

(3)観光・レクリエーション

黒石市の観光・レクリエーションの状況は、県立自然公園「黒石温泉郷」や「こみせ」等の様々な観光施設があります。これらは、黒石市の貴重な地域資源であり、保全、活用し、まちづくりに活かしていくことが重要です。また、黒石市では、年間を通じて地域の自然やまつりを感じる催しものがあり、(一社)黒石観光協会や(公社)黒石青年会議所が中心となり、企画、運営されています。こうした取り組みを通じ、黒石市に訪れた人々がまた来たいと思えるまちづくりをしていくことが重要です。

そのため、既存の観光資源を保全し、その価値を高めるため、積極的にまちづくりに活用していきます。また、単体での観光資源は、魅力の発揮も難しいため、市全域において有機的な位置づけやそれを結びつける観光案内板や観光ガイドを充実していきます。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
自然や温泉、歴史的遺産を活用した観光及び物産振興 (温泉資源の活用と温泉地情緒の醸成)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイドの拡充 ・物産品の開発 ・環境美化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド数、活動状況 ・物産品開発への取り組み ・清掃、緑化活動状況 	・商工観光課
既存観光施設の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO やボランティアによる施設の多様な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設でのイベント等開催状況 	・商工観光課
広域観光の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路案内、観光案内の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備状況 	・商工観光課
立寄り利用にかかわる休憩、情報機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩、情報機能の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備状況 	・商工観光課
宿泊拠点としてのイメージアップと魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・個性的な宿泊施設の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージアップ等の対応状況 	・商工観光課
広域観光ネットワークの形成と商品化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・津軽地域全体のイメージの普及、宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況 	・商工観光課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品を積極的に使います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連の事業者は、地場産業、商業、観光等と連携して地域の魅力づくりに取り組みます。

(4) 歴史・文化財

黒石市の歴史・文化財の状況は、国指定文化財が重要文化財の「高橋家住宅」、名勝「金平成園（澤成園）」の他に、登録文化財が2件、重要伝統的建造物群保存地区が1件あります。県指定文化財は、県重宝が「法眼寺本堂」、「金梨子地牡丹紋散蒔絵衛府太刀拵」など5件、県無形民俗文化財が「大川原の火流し」、「黒石ねぶた」、「上十川獅子踊」の3件、県天然記念物が「妙経寺のカヤの木」、「中野神社の対植えのモミの木」の2件があります。市指定文化財は、市有形文化財として「鳴海家住宅」、「黒石神社の神門」など17件、市民俗文化財が「黒石よされ踊元踊」など10件、市天然記念物が「中野のモミジ」、「石割楓」など7件があります。また、現在、黒石市内には205箇所の遺跡が確認されています。その分布状況を見てみると、遺跡は主に水が豊富で平坦な丘陵地に所在しており、黒石市は、縄文時代から人の生活が行われる豊かな場所であったことがうかがえます。これらを保全、活用し、後世に伝えていくことが地域性を確立するためにも重要です。

そのため、市民が地域の歴史性を再認識できるよう日常的に広報等での文化財の公表、学校教育での活用や遺跡めぐり等の実施により、黒石市の歴史、文化財に触れる機会を積極的につくっていきます。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
歴史、文化財の保全と有効利用 (文化財指定の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 既存文化財の適切な維持管理 文化財活用方法の検討 文化財情報の提供 歴史・文化の学習や意識啓発の推進 文化財への指定 標柱と案内板の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理実施状況 活用方法の検討状況 広報掲載や案内板設置数 文化財講演会や文化財めぐりの実施回数 	<ul style="list-style-type: none"> 文化課
	<p><展示方法の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 検討及び計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況を広報などで報告 	<ul style="list-style-type: none"> 文化課
温泉郷周辺の歴史・文化財探訪スポットの活用	<ul style="list-style-type: none"> 川辺の修景や散策路の整備 探訪コースの設定 	<ul style="list-style-type: none"> 整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光課 建設課 文化課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的に価値の高いものは、保存や情報提供に努めます。 家庭、地域で黒石市の歴史、文化財について話し合う機会を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的な価値のあるものへの認識を高め、事業活動に活用します。

(5) まつり(民俗芸能)

黒石市のまつり(民俗芸能)の状況は、「黒石よされ」や「黒石ねぶたまつり」、「大川原の火流し」などの民俗芸能や主に7月に開催される「宵宮」等の伝統的な風物を感じるもの、商店街の販売促進のイベントや各種団体の小規模なイベントが数多く開催されています。

民俗芸能は、有形の文化財と違い無形な文化財であるため、後継者の育成等によって後

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

世に伝えていかねばなりません。しかし、人材育成には、指導する人材や指導を受ける若い人材が不可欠であり、また、一過性ではなく、継続できる仕組みも必要です。また、各種団体での小規模なイベントは、様々な趣旨のもと、単発的に実施されており、イベントの意義や内容が伝わりにくい状況がうまれています。

そのため、人材育成やイベントについて、将来的には地域に根ざすことを目的に内容を吟味し、継続的に実施していくことが重要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
地域の民俗芸能を伝える後継者の育成 (後継者育成と保存会の支援)	・まつりの継続的な実施 ・民俗芸能の後継者育成 ・保存会存続のための支援 <人材の確保(民俗文化財後継者育成事業)> ・県無形民俗文化財「大川原の火流し」、「上十川獅子踊」、「黒石ねぶた」、市民俗文化財「黒石よされ」に対する後継者育成の支援	・まつりの実施回数 ・後継者の育成状況 ・まつり情報の発信数 ・交付状況、補助金活用による活動状況	・文化課 ・商工観光課
楽しめるまつりの創出	・楽しめるまつり(内容検討) ・参加しやすいまつりの運営	・まつりの実施回数	・商工観光課
津軽じょんから節の全国発信	・「津軽じょんからの里」の樹立と全国発信、継承活動への支援	・状況の公表	・商工観光課
まつり、イベントの統合、併催	・複数のイベントの統合、併催	・状況の公表	・商工観光課
冬季イベントの振興	・PRの強化、開催支援	・状況の公表	・商工観光課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのまつりに家族で積極的に参加します。 ・家族で地域の伝統や言い伝えを話し合います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季イベントの開催支援を図ります。 ・事業活動に地域の伝統の活かし方を検討します。

(6) 雪

黒石市の雪に関わる状況は、12月～3月までは、降雪量が多く、雪の克服では、市民の生活活動や交通の確保に向け、除雪計画に基づき、生活道路の確保を図っています。また、雪の利用では、雪だるまづくり運動や雪まつり等が各地区で実施されており、冬季におけるコミュニティづくりの場となっています。

しかし、近年の技術開発により、雪は冷熱エネルギーとして農産物の生産、加工、貯蔵や住環境への利用が可能となっており、新たな地域資源となる可能性があります。

そのため、雪をイベント等への利用だけでなく、資源として地域づくりへ活かしていくことが重要です。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
市内での利雪の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・雪の活用に関する調査、研究 ・冬季スポーツの奨励 ・スポーツ施設の整備 ・冬季イベントの充実、創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪を活かした農業技術への活用検討状況 ・冬季スポーツ、イベントの奨励、施設整備の検討状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林課 ・社会教育課
多様な克雪対策の段階的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な除排雪事業の推進 ・交通安全施設の整備 ・融雪溝整備の促進 ・住民の協力体制の確立 ＜除雪事業＞ ・除雪事業計画書に基づく除雪作業の実施 ＜ぐみの木野際線他凍雪害防止事業＞ ・融雪溝整備計画に基づく融雪溝の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪計画の公表 ・冬季の交通安全施設の整備箇所数 ・融雪溝整備数 ・農業用利用道路の除雪対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・農林課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・雪かき等は、地域で協力して実施します。 ・雪を活かしたイベントに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪による冷熱源の利用を検討します。 ・冬季イベントの開催支援を図ります。

IV. 地球環境

(1) 廃棄物

黒石市のごみの発生量は、生活様式の多様化等から年々、増加しています。ごみ減量の対策を講じなければ、今後もさらに、ごみの排出量が増加する可能性があります。国では、「循環型社会形成推進基本法」により、従来の廃棄物・リサイクル対策を廃棄物になる前と廃棄物になった後の両方のものの流れ全体を見据えた施策へと転換し、循環型社会構築への基本的な考え方や各主体の責務を明らかにしています。また、個別法として、各種リサイクル関連の法律も整備されています。

こうした法整備を背景に、地球温暖化や資源の枯渇に対処するため、黒石市では、日常生活におけるごみの発生量に着目し、生活様式や社会システムを見直し、家庭ごみの減量化を目的に、平成20年1月から家庭ごみの有料化を実施し、引き続き廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を促進していく施策を講じています。さらに、適正処理を積極的に取り組み、限られた資源を有効に活用していきます。

そのため、市民、事業者、市の連携により、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し、適正なごみ排出・収集・処理を進め、循環型社会の構築を目指します。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
ごみ減量化への継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ＜資源ごみ分別収集の促進＞ ・広報等を通じ、ごみに関する情報の定期的な提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ分別収集量 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
不法投棄の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ＜不法投棄防止対策事業＞ ・不法投棄監視員の配置、定期的パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置等 ・パトロールの強化、県や警察との協力関係の強化 ・特定建設資材のリサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施状況 ・建設リサイクル法に係る分別解体届出数、通知件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
家庭や事業所におけるごみ処理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における分別収集の徹底 ・家庭における生ごみの堆肥化 ・イベント、パンフレットによる啓発活動 環境教育への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への指導件数、情報提供数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
	<ul style="list-style-type: none"> ＜環境教育セミナー＞ ・継続的なセミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課
リサイクルシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの開催支援 ・リサイクル、リユースシステムの研究、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの開催数 ・研究、支援内容の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境課
し尿処理への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量の減少に伴う収集体制の確立 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・浄化槽の維持管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の設置箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しはルールを守り、効率的な収集体制の整備を図ります。 ・資源ごみはきっちり分別し、リサイクル化の徹底を促進します。 ・生ごみの堆肥化に取り組みます。 ・買い物では買い物袋を持参し、余分な包装紙や袋を断ります。 ・詰め替え用商品や再生品を利用します。 ・フリーマーケット等に参加して、再利用を進めます。 ・ごみの不法投棄への監視体制に協力します。 ・地場産品や自然の素材を暮らしに活かします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店では、包装をできる限り減らします。 ・事業活動での効率的な紙使用を行い、古紙の発生を減らします。 ・事業系一般廃棄物は、分別回収を徹底し、リサイクルを進めます。 ・エコマーク商品の使用、販売に努めます。 ・産業廃棄物は、処理処分が適正になされるよう管理を徹底し、不法投棄、不適正な焼却をしないことを徹底します。

(2) エネルギー消費

黒石市のエネルギー消費の状況は、人口減少や産業活動の低迷により、全体的な電力消費は下降傾向にありましたが、平成14年度には、増加が見られました。この増加は、結果として二酸化炭素等の排出量が増加し、地球の温暖化につながります。

企業等では、エネルギー消費量が、直接の経費削減に結びつくため、エネルギー対策は、積極的に取り組まれています。一般家庭では、まだ十分に浸透しているとはいえません。また、新たに新築する住宅や民間、公共施設では、ライフサイクルコストも見越した省エネルギー型の機能を持たせることが必要です。さらに、市民・事業者・市がエネルギーの

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

有効利用に取り組むことによる環境負荷低減の効果や経済性を理解し、それぞれの立場で、主体的に取り組むことも必要です。

そのため、特に、市民一人ひとりの省エネルギーに対する意識醸成が重要であり、日常生活における各家庭での節電や省エネルギー活動の確実な実践が必要です。また、旧農林総合研究センター等跡地に移設される黒石市社会福祉センター（きずな）に、太陽光発電・蓄電池を利用した再生可能エネルギーの導入や次世代に向けての新たなエネルギーシステムでは、温泉・雪等を利用した自然エネルギーの利用の確立が必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
電力消費量の継続的な低減	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での省エネルギー対策の推進(情報提供と意識啓発) ・環境共生建築の推進(個人住宅、大規模店舗) ・事業者への省エネルギーの普及啓発 ・自然エネルギー利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供数、啓発実施数 ・事業者の省エネルギー活動の公表 ・自然エネルギー利用の検討の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度設定に気をつけ、衣服による工夫を心がけます。 ・クールビズ、ウォームビズを推進します。 ・カーテンの厚さを替えたり、ブラインドやすだれによる温度調節をします。 ・電気のスイッチをこまめに切ったり、テレビ等の待機用スイッチを切る等のこまめな節電を実施します。 ・低公害車の利用に努めます。 ・自動車のアイドリングをやめ、エコドライブに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型の照明(LED)、電気機器の使用、蛍光灯の取り付け本数の調整及び反射板の取り付けにより節電に努めます。 ・※ESCO事業の導入を検討します。

* ESCO事業・・・ビルや工場などの省エネの診断・施工・維持管理などの業務を施工保有者から一括受託する事業で、施工保有者にとっては、回収のための費用を工面せずに省エネ設備に切り替えられるメリットがある。

(3)水使用量

黒石市の水資源は、津軽広域水道企業団からの給水をはじめ、沢水や地下水を利用した簡易水道が見られます。これらの水資源は、無尽蔵にあるわけではなく、渇水時には取水が制限されることもあります。

水資源は、限りあることを認識し、水資源を有効に活用するには、節水や未利用水を進める必要があります。未利用水は、雨水、工場間接冷却水等がありますが、雨水を中水としての利用促進が必要です。また、黒石市は、湧水や地下水が豊富なこともあり、適正な水資源を確保するためには、自然環境の保全等の施策とも連動して、雨水の地下浸透を推進します。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
水使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における節水型機器、設備の導入 節水効果の啓発 中水利用の促進 市街地における雨水の地下浸透の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 導入件数 啓発内容、回数 中水利用の内容、実施の公表 地下浸透設備(浸透枴、透水性舗装等)の設置数 	<ul style="list-style-type: none"> 建設課 上下水道課 市民環境課
	<ul style="list-style-type: none"> ＜水使用量の抑制に関する意識の高揚＞ 水の有効かつ効率的な利用を図るため、広報くろいしや上・下水道使用量のお知らせ等を通じた節水意識の高揚の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発内容、回数 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課
水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ＜漏水調査＞ 配水管及び給水管を対象として漏水調査を行い、潜在する地下漏水を発見し、防止することによる無効水量の減少 漏水調査の実施 経営安定化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課
供給施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ＜老朽管更新事業＞ 老朽管(石綿セメント管)をダクタイル鋳鉄管に更新することによる配管破損等による漏水の発生の防止 老朽配水管の更新 配水管の布設 	<ul style="list-style-type: none"> 新規更新の配水管布設延長 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課
簡易水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した簡易水道施設の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 更新延長 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> こまめな節水を実施します。 節水効果の高い家電製品(洗濯機、食器洗浄機等)の購入を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所での水利用のシステムを見直し、トイレでの中水利用等を検討します。 こまめな節水を実施します。

(4)二酸化炭素排出量

黒石市の二酸化炭素排出量は、344千t-CO₂/年となり、構成比では、通過車や市内保有車などの自動車によるものが約6割を占めています。

二酸化炭素は、地球温暖化に関わる温室効果ガスと考えられており、排出量の削減は世界規模での重要な課題になっています。地球温暖化は、予想される影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な地球環境問題であり、京都議定書の発行により、国際的に取り組むことになりました。温室効果ガスである二酸化炭素は、市民や事業者の日常的な活動により、発生するものであり、二酸化炭素排出量の削減には、各主体の行動配慮が重要になります。

第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組

そのため、市民、事業者、市が一丸となって二酸化炭素の排出を抑える取り組みを積極的に推進する必要があります。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
変化量の経年的監視	・二酸化炭素排出量の算定	・二酸化炭素排出量 (数値化)	・市民環境課
市民や事業者による省エネルギー活動の充実	・環境配慮行動の実践(アイドリングストップ、ノーカーデイ、自転車利用、公共交通機関利用、低公害車導入) ・地球環境問題への意識啓発	・活動状況	・市民環境課
駐輪場の整備	<黒石駅前駐輪場建設事業> ・放置自転車の解消を行い、歩行空間を確保し、景観形成の阻害要因の排除 ・弘南鉄道黒石駅周辺の駐輪場整備の推進	・整備状況	・建設課
一般市道の整備	・計画的な整備の推進 <黒石環状線道路改良工事> ・地域住民の利便性を確保及び環状道路の形成推進 <袋井町2号線他道路整備事業> ・道路整備計画に基づく道路の築造	・整備路線延長	・建設課
集落間道路の整備	・計画的な整備の推進	・整備路線延長	・建設課
歩道の整備	・バリアフリー対応による歩道整備	・整備箇所、長さ	・建設課
道路舗装の補修	<舗装の補修> ・路面状況を把握し、必要に応じた補修 ・利便性と安全性に配慮した補修の推進	・補修箇所	・建設課
地球温暖化対策の推進	<環境保全率先行動計画策定> ・実行計画の策定 ・本庁舎等の事務、事業に伴う温室効果ガスの総排出量を削減することを目標とする計画の策定	・進捗状況(平成26年度～平成30年度)	・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・近所への外出は、自家用車の使用を控え、徒歩や自転車で出かけます。 ・省エネ型の家電製品の購入を心がけます。 ・家庭内で、節電、節水について話し合います。 ・家庭における省エネルギー、自然エネルギー(太陽熱)の活用を図ります。 ・家を建てる際には、高断熱、高气密性に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や徒歩、自転車による通勤に努めます。 ・事業所において、省エネルギー機器の導入や自然エネルギー(風力等)の活用を図ります。 ・事業所内で、環境にやさしい事業活動について話し合います。 ・事務所や工場の建設には、雨水等の利用(中水道システム)、太陽熱供給システム、エネルギー利用効率の高い(コージェネレーション)施設、高断熱・高气密性構造などの環境共生技術を導入します。

(5) 二酸化炭素吸収量

黒石市の二酸化炭素吸収量は、市内の緑地等により二酸化炭素が吸収されています。黒石市での主な二酸化炭素吸収源は、市域の約6割を示す広大な樹林であり、環境保全上、重要な地域資源ですが、地球環境へ貢献しているという広域的な視点での樹林の重要性を認識することも重要です。また、市街地における公園・緑地の整備や緑化等による新たな緑地の創出も必要です。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
吸収源となる森林の保全	・保全樹林指定の検討	・保全樹林指定の検討状況	・建設課 ・農林課
市街地での緑化の推進	・公共施設、事業所、個人住宅での緑化の推進 <緑地の創出>	・公園緑地の整備状況 ・施設の緑化状況	・建設課 ・農林課 ・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地での緑化を進めます。 ・植樹等の森林の保護に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での緑化を進めます。 ・森林保護の活動を支援します。

(6) 1人・1世帯当たりの二酸化炭素排出量

黒石市の1人・1世帯当たりの二酸化炭素排出量は、1人当たりでは、3.2 t-CO₂/人・年であり、1世帯当たりでは、9.3 t-CO₂/世帯・年となっています。

家庭から排出される二酸化炭素量は、私達の生活様式に直結しており、近年の家電製品や自家用車の増加により、増加しています。

そのため、家庭から排出される二酸化炭素排出量を削減するには、二酸化炭素排出量が、市民にとってなじみのないものであるとの認識のもと、取り組みの効果がわかるような調査や市民の主体的な取り組みの評価をあわせて進めていきます。

施策の方向(課題)	実施事項	施策進捗指標	担当課
家庭における二酸化炭素排出量の管理	<環境家計簿普及事業> ・環境家計簿の実施の推進 ・市民の環境意識の向上を目的に市内の世帯を対象としたモニター募集による環境家計簿の普及 ・「出前講座くろいし」の中にメニューの提供(「環境家計簿をつけてみよう」)	・モニター数 ・広報等による状況の発信	・市民環境課

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
• 環境家計簿をつけて生活様式を見直します。	• 事業所で、環境会計を算定し、事業活動を見直します。 • 事業所での、省エネルギー（節電、節水）、自然エネルギー（風力等）の活用を図ります。 • 所内活動において、組織的に環境保全に関する取り組みを推進します。